

# 奨学生募集要項（2024年度）

No. 39

## 神戸大学推薦枠（A区分）

奨学団体名 (奨学金名称)	福嶋育英会		
2024 募集依頼人数	1名（全国で7名）		
募集学年	学部1年生		
募集学部・研究科 研究分野等	全学部（医学部医学科は除く）		
大学締切時期	神戸大学推薦枠（A区分）申請要項参照		
給付	月額 40,000円	貸与	無
授業料相当額支給	無		
(採用時)一時金	無		
併給	併給可	年齢制限	無
就労制限	—	出身地制限	無
その他応募条件	・採用された場合、3親等以内の親族から保証人（1名）を定めることのできる者 ・採用された場合は、年2回開催の講演会・講習会に必ず参加すること		

令和6年3月15日

## 令和6年度奨学生募集要項

兵庫県加古郡稲美町国岡 519 番地  
(JAビル2階)  
公益財団法人 福嶋育英会

### 1. 趣旨

本育英会は、学業優秀、品行方正、身体強健で修学意欲がありながら、経済的理由により修学が困難な学生・生徒に対し奨学金を給与し、また年2回補導を実施し、よって社会で有用の人材を育成することを目的としています。

### 2. 奨学生の資格

- (1) 兵庫県下の大学・高等専門学校・高等学校に在学する者、又は兵庫県出身者（親又は親権者の現住所が兵庫県内）で兵庫県外の大学又は高校に在学する者（但し留学生は除く）
- (2) 学業・人物ともに優秀で、向学心を有し学資の援助を受けることが必要であると認められる者
- (3) 在学の学校長によって推薦された者
- (4) 本要項に定める申請書類を提出した者
- (5) 医学部、歯学部等修業年限6年の学部等に在学する者を除く

### 3. 採用人員

本年度の奨学生の採用人員は新入学の一年生で合計13人です。（御校・御学より1名ご推薦願います）

高等学校	5人
高等専門学校	1人
大学	7人
合計	13人

### 4. 奨学金の額と給与の方法

#### (1) 奨学金の給与月額

高等学校	17,000円
高等専門学校	20,000円
大学	40,000円

#### (2) 給与期間

在学する正規の最短修業年限とします。

#### (3) 奨学金の交付方法

奨学金は3カ月分を合わせて一定日に在学中の学校宛に送金しますので、学校から各奨学生に交付していただきます。

## 5. 奨学金の休止・停止・廃止

- (1) 奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したとき
- (2) 学業又は性行などの状況により指導上必要があると認めたとき
- (3) 負傷疾病などのため成業の見込がなくなったとき
- (4) 学業成績又は操行が不良となったとき
- (5) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (6) 在学中処分を受け学籍を失ったとき

## 6. 手続き

### (1) 提出書類

奨学金の給付を受けようとする者は、次の書類を整え、在学する学校を経て申請して下さい。

- ①奨学生推薦書（成績証明書添付 但し大学1年生については高等学校の成績証明書又はその写、高専・高校の1年生については中学校の成績証明書又はその写）
  - ②奨学生願書 ③履歴書 ④身上調書
- 以上、記入用紙同封
- ⑤住民票 ⑥健康診断書 ⑦前年度所得証明書〔源泉徴収票又は確定申告書の控(写)〕

## 7. 提出期限

令和6年5月10日(金) ※期限厳守

## 8. 提出先並びに問合せ先

〒675-1115 兵庫県加古郡稲美町国岡519番地 (JAビル2階)  
公益財団法人 福嶋育英会 担当/大竹  
TEL/FAX 079-492-0115

## 9. 決定及び通知

奨学生の採否の決定は、本財団の選考委員会の選考を経て理事長が決定し、その結果を書面により学校長及び本人に通知します。

## 10. 奨学生の義務

- (1) 奨学金は給与ですから返済の義務はありません。
- (2) 奨学生は毎年度末に、学業成績及び生活状況報告書を理事長宛提出していただきます。
- (3) 学業に励み、健康に注意し、奨学生にふさわしい態度と行動をとらなければなりません。
- (4) 本財団の奨学金給与規定その他の規定を守り、本財団及び学校の指示に従い必要な手続きを怠りなくするものとします。
- (5) 誓約書の提出並びに奨学金給付規程に基づく保証人を定め、届出が必要となります。
- (6) 年2回実施される講演会・講習会に出席すること。(原則として、2回連続欠席した場合、奨学金の支給が停止される場合があります。)

以上

# 公益財団法人福嶋育英会奨学金給付規程

公益財団法人福嶋育英会（以下「この法人」という）定款第4条の規定に基づき、この規程を定める。

## 第1章 総則

### （奨学生と奨学金）

第1条 この法人は、優秀な学生又は生徒であって、経済的理由により修学困難な者に対し学資を給付する。

2 この法人から学資の給付を受ける者を奨学生といい、その学資を奨学金という。

### （奨学生の資格）

第2条 この法人の奨学生に応募することができる者は、兵庫県出身者又は兵庫県下学校在学者で、高等学校、高等専門学校又は大学に在学し、学業人物ともに優秀かつ健康であって、学資の支弁が困難と認められるものでなければならない。

### （奨学金の給付期間及び金額）

第3条 奨学金を給付する期間は、正規の最短修業年限とする。

2 前項の期間中に給付する奨学金の額は次のとおりとし、返還を要しない。

高等学校奨学生	月額	17,000円
高等専門学校奨学生	月額	20,000円
大学奨学生	月額	40,000円

## 第2章 奨学生の採用及び奨学金の給付

### （応募方法）

第4条 この法人の奨学金の給付を受けようとする者は、所定の奨学生願書に次の各号に掲げる書類を添えて、在学する学校の学校長を経て申請しなければならない。

- (1) 所定の学校長の推薦書
- (2) 所定の奨学生調書
- (3) 成績証明書
- (4) 世帯主の課税証明書

(5) その他この法人が必要と認める書類

(奨学生の採用及び誓約書の提出)

第5条 奨学生の採用は、応募した者の中から、奨学生選考委員会の選考を経て、理事長が決定し、その結果を採用通知書により在学学校長を経由して、本人に通知する。

2 前項の通知を受けた者は、速やかに所定の誓約書をこの法人に提出しなければならない。

(保証人)

第6条 奨学生は、3親等以内の親族で、独立の生計を営むものの中から、保証人1人を定めなければならない。

2 前項の保証人は、奨学生と連帯して、この規程を守り、所定の義務を遂行しなければならない。

3 奨学生は、第1項の保証人が欠けたとき又はこの法人が適当でないと認めたときは、速やかに保証人を補充し、又は変更しなければならない。

(奨学金の給付)

第7条 奨学金は、特別の事情があるときを除き、3ヶ月分を一括して給付する。

2 奨学金は、在学中の学校を経由して給付する。

(奨学金受領書の提出)

第8条 奨学金を受領した奨学生は、その都度直ちに所定の奨学金受領書を在学中の学校を経由してこの法人に提出しなければならない。

### 第3章 諸届

(学業成績および生活状況の報告)

第9条 奨学生は、毎年度末、学業成績証明書及び所定の生活状況報告書をこの法人に提出しなければならない。

(奨学生の異動届出)

第10条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、保証人と連署のうえ、在学学校長を経て、直ちにこの法人に届け出なければならない。

(1) 休学、転学、留学又は退学したとき。

(2) 停学その他の処分を受けたとき。

(3) 保証人を変更したとき。

(4) 本人又は保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。

#### 第4章 給付の打ち切り返還

(転学又は退学による奨学金の取扱い)

第11条 奨学生は転学又は退学したときは奨学金の給付を打ち切る。ただし、高等学校奨学生が転学した場合に、在学学校長を経て奨学金の給付の継続を願い出たときは、この限りではない。

(奨学金の休止及び停止)

第12条 奨学生が留学、休学又は長期に亘って欠席したときは、奨学金の給付を休止する。

2 奨学生の学業又は性行などの状況により指導上必要があると認めたときは、奨学金の給付を停止する。

(奨学金の復活)

第13条 前条の規定により奨学金の給付を休止又は停止された者が、その理由が止んで、在学学校長を経て奨学金の再給付を願い出たときは、奨学金は再給付することがある。ただし、休止又は停止された時から2年を経過したときは、この限りではない。

(奨学金の打ち切り及び返還)

第14条 奨学生が次の各号の一に該当すると認められる場合は、在学学校長の意見を徴して奨学金の給付を打ち切ることがある。

(1) 疾病等のために成業の見込がないとき。

(2) 第12条第2項の指導にかかわらず学業成績又は性行が不良となったとき。

(3) 刑事事件を犯したとき。

(4) 在学学校で停学又は退学処分を受けたとき。

(5) 奨学生願書に記入すべき事項を故意に記入せず、又は虚偽の記入により奨学生となったことが判明したとき。

(6) その他第2条に規定する奨学生としての資格を失ったとき。

2 前項第3号から第5号に該当したときは、第3条第2項の規定にかかわらず、既に給付した奨学金の一部又は全部の返還を求めることができる。

(奨学金の辞退)

第15条 奨学金は、いつでも在学学校長を経て、奨学金の給付の辞退を申し出ることができる。

(死亡の届出)

第16条 奨学生が死亡したときは、保証人は死亡診断書を添え、在学中の学校長を経て直ちに死亡届を提出しなければならない。

## 第5章 奨学生の指導

(奨学生の指導)

第17条 奨学生の資質の向上を図るため、学業成績及び生活状況に応じた適切な指導を行うものとする。

## 第6章 補則

(細則)

第18条 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この規程は、公益財団法人 福嶋育英会の設立の登記の日から施行する。

### 附 則

平成7年7月17日改正

平成19年3月2日改正

平成22年4月1日改正

平成30年4月1日改正

令和5年4月1日改正

令和6年2月20日改正